

自転車事故による高額賠償事例

賠償額 9,521万円

小学生が夜間、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性と正面衝突。女性は頭がい骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

9,266万円

高校生が昼間、車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員と衝突。男性会社員に重大な障がい(言語機能の喪失等)が残った。

6,779万円

夕方の下り坂で、ペットボトルを片手にスピードを落とさず走行し、横断歩道を横断中の女性と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。

未成年者が事故を起こした場合、未成年者を監督する法定の義務を負う者は損害賠償責任を負うとされています(民法714条)。お子さんが重大な事故を起こした場合、親が代わって損害賠償をしなければなりません。

自転車保険に入っていますか?

大阪府では、自転車の事故を補償する保険・共済への加入が条例で義務づけられています。コンビニで簡単に加入手続きができる保険もあります。





通行区分
 道路交通法第17条第1項・第18条第1項

自転車は車道が原則

歩道を走るときは歩行者が優先ですので、いつでも止まれるように徐行しましょう。

車両の並進の禁止
 道路交通法第19条

並んで走るのは禁止

「並進可」の標識がある場所を除き、他の自転車と横に並んで走ってはいけません。

夜間のライト点灯義務
 道路交通法第52条第1項

夜間はライトを点灯

周囲から見やすいよう、暗くなったら必ずライトをつけ、反射板も活用しましょう。

運転者の遵守事項
 道路交通法第71条第6号
 大阪府道路交通規則第13条

ながら運転は禁止

ながら運転は周囲への安全注意を妨げ、自転車がふらつく原因にもなり大変危険です。

信号機の信号等に従う義務
 道路交通法第7条

信号は必ず守る

「歩行者・自転車専用」の表示板が設置されている場合は、その信号機に従います。

違反すると懲役や罰金、料料などの罰則を受ける場合もあります。また、違反を繰り返すと自転車運転者講習(受講料6,000円)の受講を命じられます。

鶴見区で事故が多発しています!

令和3年 鶴見区の交通事故発生場所

歩行者の事故 19件
自転車の事故 116件
 (令和3年12月末現在)

● 歩行者の事故
 ■ 自転車の事故

鶴見区 駅前駐輪場★MAP

道路に自転車を放置すると、通行の妨げになって困る人がたくさんいるよ!

詳しくはこちら!



※事前に申込が必要な場所もあります。